

委託契約書(案)

収入印紙

- 1 業務名 総社市庁舎設備等管理業務
- 2 履行場所 総社市中央一丁目1番1号(総社市役所)
総社市中央一丁目1番1号(総社市役所 旧西庁舎)
- 3 履行期間 着手 令和8年 4月 1日
完了 令和9年 3月 31日
- 4 委託金額 一 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 5 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 住所 総社市中央一丁目1番1号
氏名 総社市
総社市長

受託者 住所
氏名

(総則)

第1条 受託者は、別冊業務委託仕様書に基づき、委託者又は第5条に規定する監督員の指示監督に従い頭書の委託金額をもって、頭書の期間内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括下請負又は一括委任の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部を一括して、又は主体的部分を第三者に請け負わし、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ、受託者が委託業務を請け負わし、又は委任する第三者を指定して委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(一部下請負又は一部委任)

第4条 受託者は、前条ただし書の規定により承諾を得た場合を除き、委託業務の一部を第三者に請け負わし、又は委任したときは、速やかに委託者に届け出なければならない。

2 委託者は、委託業務の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受託者に対してその変更を求めることができる。

(監督員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の遂行について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

2 委託者は、監督員を定めた場合には、直ちに受託者に通知するものとする。

(監理技術者)

第6条 受託者は、業務の技術上の管理を行う監理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。監理技術者を変更したときも、同様とする。

(委託業務の変更、中止等)

第7条 委託者は、必要がある場合には委託の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、受託者と協議してその損害を負担するものとする。

(受託者の責めに帰することができない理由による委託期間の延長)

第8条 受託者は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他受託者の責めに帰することができない正当な理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、委託者に対して委託期間の延長を求めることができる。

(検収)

第9条 受託者は、委託業務が完了したときは、その成果品により委託者の検収を受けなければならない。

2 委託者は、検収に当たり必要があるときは、業務主任技術者の説明を求めることができる。

3 委託者は、成果品が検収に合格しなかった場合手直しを命ずることができる。

4 受託者は、前項による手直しを完了したときは、再び検収を受けなければならない。

5 第1項又は前項の規定による検収又は手直しに要する経費はすべて受託者の負担とし、これに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 委託者は、前条の規定により引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合

しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果品の修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

3 委託者は、契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（委託代金の支払い）

第11条 受託者は、第9条の規定による検収に合格したときは、所定の様式による請求書により委託代金を請求する。

2 委託者は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から30日以内に委託代金を支払わなければならない

（遅延料）

第12条 受託者の責めに帰する理由により頭書の委託期間内に委託業務を完成することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内において完成する見込みがあるとき委託者は、受託者から遅延日数に応じ、委託代金に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延料を徴収して委託期間を延長することができる。ただし、契約期間中に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に変更された場合は、その率を適用する。

（遅延利息）

第13条 委託者の責めに帰する理由により、第11条第2項の規定による期間（以下「約定期間」という。）内に委託代金を支払わない場合は、受託者は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該委託代金に年2.5パーセントの率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、契約期間中に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に変更された場合は、その率を適用する。

（委託者の解除権）

第14条 委託者は、受託者がこの契約に定める条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、委託代金の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154条の規定により選任された管財人

（3）受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約の保証)

第15条 受託者は、委託者が契約の保証を求める場合には、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関、若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る請負代金額が原請負代金額の3割以内である場合は、この限りでない。

(契約書作成費用の負担)

第16条 この契約の作成に必要な費用は、すべて受託者の負担とする。

(個人情報の保護)

第17条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第18条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第8 受託者は、この契約を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務完了後直ちに委託者に返還若しくは引き渡し、又は復元できない手段で廃棄若しくは削除しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、前項の廃棄又は削除について記録に残さなければならない。

3 受託者が第1項の廃棄又は削除を行った場合、受託者は、委託者に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(事故報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 受託者は、自己の責に帰すべき事由により、本件個人情報の漏えい等の事故が発生し、委託者に損害が生じた場合、この契約に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。

(実地調査)

第11 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができるものとする。受託者が業務を再委託する場合は、再委託先においても同様とする。

違約金に関する特約条項

第1条 受託者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、委託代金額（この契約締結後、委託代金額の変更があった場合には、変更後の委託代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、前項に規定する委託代金額の10分の1に相当する額のほか、委託代金額の100分の5に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

第2条 受託者が前条の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。ただし、契約期間中に払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく、府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に変更された場合は、その率を適用する。

第3条 受託者は、契約の履行を理由として、第1条の違約金を免れることはできない。

第4条 第1条の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。